

＜基本原則＞

- ① 事業者は、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める。
- ② 特定汚染土壌等取扱業務、特定線量業務を実施する際には、業務従事者の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等が実施されるよう努める。

作業場所における空間線量($\mu\text{Sv/h}$)

2.5 $\mu\text{Sv/h}$
(週40時間、52週換算で、5mSv/年。
電離則の管理区域相当)

●線量管理

- ① 個人線量計による外部被ばく測定
- 被ばく低減措置
 - ① 空間線量率の事前・継続的な測定
 - ② 異常時の医師による診察
- 教育
 - ① 労働者に対する特別教育(学科)
- 健康管理措置
 - ① 一般健診(年1回)

●線量管理等不要

※ 農業従事者等自営業者、個人事業者については、線量管理等を実施することが困難であることから、この範囲内とすることが望ましい。なお、ボランティアについては年1mSvを十分に下回ること。

※ 製造業、病院・社会福祉施設、商業、営農等を行う事業者は、あらかじめ、作業場所周辺の除染作業を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、線量管理を行う必要がない空間線量率(2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下)のもとで作業に就かせることが求められる。

●線量管理

- ① 個人線量計による外部被ばく測定
- ② 汚染土壌等の放射性物質濃度、粉じん濃度に応じた内部被ばく測定
- 被ばく低減措置
 - ① 作業計画、作業指揮者
 - ② 作業届
- 健康管理措置
 - ① 特殊健診(年2回)
 - ② 一般健診(年2回)

＜共通事項＞

- 被ばく低減措置
 - ① 事前調査等
 - ② 異常時の医師による診察
- 汚染拡大、内部被ばく防止
 - ① 収集等の容器の使用
 - ② 汚染検査
 - ③ 作業に応じたマスク、保護衣の使用
- 教育
 - ① 作業指揮者教育
 - ② 労働者への特別教育

●線量管理

- ① 外部被ばく測定(簡易測定可)
(2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 超の場所での作業が見込まれる者に限る)
- 健康管理措置
 - ① 一般健診(年1回)

除染特別地域等
(除染特別地域・汚染状況重点調査地域)

特定汚染土壌等取扱業務
(1万Bq/kg超の汚染土壌等を取扱う業務)

特定線量業務
(2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 超の場所での作業を行う業務。特定汚染土壌等取扱業務を除く。)

(注1)実効線量は、事業者の管理下において被ばくしたものに限る(職業性被ばく)

(注2)被ばく限度は、ICRPの職業被ばく限度(年50mSv、5年100mSv)を適用。

1万Bq/kg
(放射性物質として
取り扱う下限値)

取り扱汚染土壌等の放射性物質の濃度(Bq/kg)

0.23 $\mu\text{Sv/h}$
(24時間換算で、年1mSv)